

# 日光・吾妻山地縁の回廊設定方針

平成22年1月

令和5年3月一部改定

関東森林管理局

## 日光・吾妻山地緑の回廊設定方針

「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成 12 年 3 月 22 日付け 12 林野経第 10 号林野庁長官通達）の第 3-1-（1）の規定に基づき、阿武隈川、鬼怒川及び那珂川森林計画区の国有林野に設定する緑の回廊の「設定方針」を次のとおり定める。

### 第 1 緑の回廊の位置及び区域

#### 1 設定の目的

関東森林管理局では、これまで、より広範囲で効果的な森林生態系の保護・保全に資するため各種保護林や緑の回廊の設定を推進してきたところである。平成 17 年度に旧日光・那須塩原緑の回廊を、平成 18 年度には奥会津森林生態系保護地域及び会津山地緑の回廊を設定している。

旧日光・那須塩原緑の回廊の設定に当たっては、設定委員会の答申において「今後、福島県境の稜線を通るルート、さらには福島方面に延伸し吾妻山に至るルートを確保することで、多雪地域と雪の少ない地域が結ばれ、回廊の機能や役割がより高まるものとする。」とされ、本地域における緑の回廊の必要性が示された。また、会津山地緑の回廊については、「会津地域の国有林野は、既に設定した奥羽山脈及び越後山脈並びに三国山脈等の緑の回廊のネットワーク化を推進する拠点として重要な位置にある。このため、南北に賦存する既設の保護林、緑の回廊及び新規設定する森林生態系保護地域とのトランジションゾーン（推移帯）としての役割を担う国有林を対象に、より広範囲で効果的な森林の連続性の確保と森林生態系の一層の保護・保全を図り、生物多様性の維持・向上を目的とする。」として設定された。

日光・吾妻山地緑の回廊の設定区域は、栃木県側では鬼怒川源流域と那須岳一帯を対象としている。この地域は鬼怒川の源流域から下流域までを含む地域である。また、福島県側は那須岳から安達太良山、吾妻山と連なる山頂稜線沿いの南東斜面を帯状に結ぶもので、阿武隈川支川の源流域として重要な森林地帯である。

このため、本緑の回廊の設定にあたっては、

- ① 旧日光・那須塩原緑の回廊の拡充
- ② 会津山地緑の回廊との接続を図ることによる機能の充実

の 2 点を考慮しつつ、奥会津森林生態系保護地域南西部から吾妻山周辺森林生態系保護地域を結び、より広範囲な森林の連続性の確保と生物多様性の維持・向上に資することを目的とするものである。

## 2 位置及び区域の概定に当たっての考え方

本地域の緑の回廊の位置及び区域は、次の考え方で区域を概定するものとする。

本地域の緑の回廊は、会津山地、旧日光・那須塩原、日光線、鳥海朝日・飯豊吾妻の複数の緑の回廊と連絡する重要な区域となっており、旧日光・那須塩原緑の回廊を再編し、新たな設定を行い、これらの緑の回廊とのネットワーク化を促進する。

## 3 着目する野生生物種

緑の回廊は、野生動植物の分布、既設保護林の配置状況等を勘案しながら区域を概定し、野生動物の移動等に適した地理的条件等を考慮しルートを検討することとされている。

本地域は日本海側と太平洋側の気候の移行地帯で、植生についても同様な推移がみられるエリアであることを踏まえ、多様な植物群落の連続性を図るとともに、希少猛禽類をはじめとする動物相にも着目しその生息域を重視することとする。

多様な植物群落や希少猛禽類をはじめとする動物相、その他着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

## 4 幅と長さ

国有林野の森林配置が連続性を伴わない地域(丘陵地、里山等)についても、野生動植物の生息(移動等も含む)・生育地として適した環境を有していると考えられることから、国有林野を緑の回廊の区域に設定することとする。このことにより、将来、民有地において同様の措置が講じられた場合には、連続した回廊となることが構想される。また、緑の回廊が河川や道路等により分断される場合もあることから、区域は幅広に設定するよう努めるものとする。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ(規模、形状等)を確実に確保するものとし、別添「評価項目」の「4 緑の回廊の連続性の維持に関すること」に留意するものとする。

## 5 ルートの選定に当たっての考え方

緑の回廊のルートの設定に当たり、貸付契約地等、分収造林地及び分収育林地に区分されている箇所(企業のCSR活動等に供されている法人の森林を除く。)並びにこれらと一体となって取り扱うことが管理経営上効率的な区域については、緑の回廊の区域から除外する。

また、スキー場等のレクリエーションの森のうち野外スポーツ地域・自然休養林野外スポーツゾーンについては、施設型の利用を行うと位置づけていることから緑の回廊

の区域から除外する。

さらに、災害防止のための施設が必要と位置付けられている砂防指定地の一部についても緑の回廊の区域から除外する。

## 6 緑の回廊を設定する区域等

緑の回廊を設定する区域は、旧日光・那須塩原緑の回廊を含み、日光連山北面(奥会津森林生態系保護地域及び奥鬼怒生物群集保護林)～男鹿岳・高原山(大佐飛山地生物群集保護林)～那須岳～安達太良山地区～吾妻山(吾妻山周辺森林生態系保護地域)を結ぶ区域とし、位置等については別図のとおりとする。

## 第2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

### 1 取扱方針

緑の回廊として設定した森林については、野生動植物の生息(移動等も含む)・生育地の環境を有する緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次の各号により維持・整備するものとする。

- (1) 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその保全に努める。
- (2) 森林整備の必要がある場合においては、植生の状態に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林整備を実施する。
- (3) 緑の回廊としての機能の発揮に支障が生じ又は生じるおそれがある状況にある林分については、その対応を検討する。
- (4) 森林整備に当たって伐採を行う場合には、森林生態系への影響に配慮し、次の各項に基づき実施するものとする。

#### ア 人工林の取扱い

- (ア) 人工林は適期に保育、間伐を行い目的に応じて適切に管理し、皆伐を行う場合は、伐採面積をおおむね5ha以下(5ha以下であっても法令等の制限がある場合はその制限内とする。)かつ分散させることとし、立地条件に応じて長伐期施業又は複層林施業を採用する。この場合、希少猛禽類の採餌環境向上のために必要な伐採に配慮する。
- (イ) 高標高地、尾根筋、沢筋等の箇所は、進入広葉樹の育成により針広混交林化を指向し、主伐を行う場合は原則として択伐とする。
- (ウ) 伐採箇所の選定に当たっては、貴重な野生動物の営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きいと考えられる箇所は避ける。
- (エ) 伐採の実施に当たっては、周辺の搬出支障木を含め、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期・方法に配慮する。

- (オ) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣場所、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残する。
- (カ) 間伐の実施に当たっては、針広混交林を指向する場合のほか、木材の継続的な供給に支障のない範囲で進入広葉樹の保残・育成に努める。

## イ 天然林の取扱い

高齢級の天然林及び地域を代表する種をもって構成する天然林については、木材生産を目的とした伐採は行わない。

ただし、こけし材等伝統工芸品に使用する資源の利用については、野生生物の生息・生育等への影響を考慮の上、必要最小限の範囲で行うことができるものとする。

また、里山地帯の二次林においては、今後、生物多様性の保全に必要な取扱いを検討するため計画的なモニタリングに努める。

## 2 更新・保育の取扱い

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び更新樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 除伐については、画一的に実施せず、植栽木の成長状況を十分調査した上で、必要に応じ進入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。
- (4) 更新・保育に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響が及ばないよう時期に配慮する。

## 3 シカ等による食圧の軽減

シカによる樹皮剥ぎや下層植生への食圧が著しく、緑の回廊としての機能に支障が生ずる場合は、植生保護柵の設置等の対策や関係機関との連携による個体数管理等の対策を検討・実施する。また、森林の健全性を損なうクマの樹皮剥ぎについても程度に応じ対策を講ずるものとする。

## 第3 緑の回廊の管理に関する事項

### 1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (2) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等により、設定の変更等調整を行う必

要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。

(3) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための案内板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

(4) 有害鳥獣による果樹園等の農業被害については、関係機関と連携して適切に対処するものとする。

(5) 林地開発行為等への対応

設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについて、上記第1の3「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

## 2 施設の整備に関する事項

治山等土木施設、自然観察施設等の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮するとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取する等、計画初期段階から十分に検討し、その規模は必要最小限とする。

## 第4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊におけるモニタリング（継続的観測・記録）は、次の各号に基づき実施するものとする。

### 1 実施体制等

(1) モニタリングに当たっては、林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、日常的な情報提供が可能な地域住民や自然保護団体等の協力を得つつ、きめ細かく実施する。

(2) モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動植物の種類や植生型等を選定して実施する。動植物同士の種間関係や農林業等への影響（獣害等）の把握にも努めることとする。

### 2 情報提供等

モニタリングの結果得られた知見については、情報データベースとしての蓄積を図り、希少動植物の保護に配慮しつつ、森林管理局のホームページにその概要を掲載するなど広く情報の公開に努めることとする。

### 3 その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施する

ものとする。

## 第5 その他留意事項

### 1 普及啓発等

- (1) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林における緑の回廊への取組についての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、広報を行うものとする。  
また、緑の回廊に設定された森林を森林環境教育の場として活用に努める。  
さらに、国有林における緑の回廊の設定から得られた知見については、都道府県や市町村等に対して情報提供を行う。
- (2) 緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努める。

### 2 その他

モニタリング調査の結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあつては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。

以上、緑の回廊設定後の取扱いに関しては、上記に定めた方針に従い関東森林管理局長の判断により、責任をもって適切な管理・運用に当たるものとする。